

## 札幌市汚染土壌処理施設設置等指導要綱

平成 23 年 1 月 19 日 環境局長決裁

平成 31 年 3 月 27 日 一部改正

### (目的)

第 1 条 この要綱は、土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「法」という。）に基づく汚染土壌の処理を業として行う事業者に対し、法に定めるもののほか、汚染土壌処理施設の設置等に関し必要な事項を定めることにより、周辺地域の生活環境の保全に配慮した汚染土壌の適正な処理を推進することを目的とする。

### (定義)

- 第 2 条 この要綱において「汚染土壌」とは、法第 16 条第 1 項に規定する土壌をいう。
- 2 この要綱において「汚染土壌処理施設」とは、法第 22 条第 1 項に規定する施設をいう。
- 3 この要綱において「申請予定者」とは、法第 22 条第 1 項（同条第 4 項の許可の更新を含む）又は法第 23 条第 1 項に規定する汚染土壌処理業の許可を受けようとする者をいう。
- 4 この要綱において「地域住民等」とは、次の各号に掲げるものをいう。
- (1) 汚染土壌処理施設設置場所の敷地境界から概ね 500 メートル以内の居住者
  - (2) 汚染土壌処理施設設置場所の敷地境界から概ね 1 キロメートル以内に取水口を有する水利権者
  - (3) 汚染土壌処理施設設置場所の敷地に隣接する土地の地権者
  - (4) 汚染土壌処理施設を設置する地区の属する町内会及び連合町内会
- 5 この要綱において「設置等」とは、次の各号に掲げるものをいう。
- (1) 汚染土壌処理施設の設置（既存の施設を使用して汚染土壌の処理を業として行おうとする場合を含む。）
  - (2) 汚染土壌処理施設の種類の変更
  - (3) 汚染土壌処理施設の構造の変更
  - (4) 汚染土壌処理施設の処理能力（第 5 条第 1 項の事業計画書に記載したもの。ただし、第 16 条第 1 項に規定する通知を受けたときは、当該通知に記載されたもの）の変更（法第 23 条第 3 項に規定する軽微な変更の場合を除く）
  - (5) 汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態の変更（種類の削減又は濃度の上限値の引き下げを除く）
  - (6) 汚染土壌処理施設に係る事業場の拡大

(7) その他生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして市長が認める汚染  
土壌処理施設の変更

(市の責務)

第3条 市は、生活環境の保全及び汚染土壌の適正な処理を推進するため、申請予定者  
に対し、必要な指導、助言及び監督を行うものとする。

2 市は、北海道及び関係市町と密接な連携を図るとともに、その協力を得て、土壌汚  
染対策行政を推進するものとする。

(申請予定者の責務)

第4条 申請予定者は、法、汚染土壌処理業の許可申請の手続き等に関する省令（平成  
21年環境省令第10号。以下「省令」という。）、法施行規則（平成14年環境省令第29  
号）、その他の関係法令及び関係通知のほか、この要綱を遵守するものとする。

2 申請予定者は、汚染土壌処理施設の設置等を行うに当たっては、別に定める汚染土  
壌処理施設の立地に関する配慮基準を遵守するとともに、生活環境の保全に十分配慮  
した措置を行うものとする。

3 申請予定者は、汚染土壌処理施設の設置等を行うに当たっては、地域住民等の理解  
を得るように努めなければならない。

(事前協議)

第5条 申請予定者は、次の各号に掲げる申請をしようとするときは、あらかじめ汚染  
土壌処理施設設置等事業計画書（様式第1号。以下「事業計画書」という。）を市長に  
届け出て、事前協議を行わなければならない。

(1) 法第22条第1項の規定による汚染土壌処理業の許可（同条第4項の許可の更新を  
含む）の申請

(2) 法第23条第1項の規定による汚染土壌処理業の変更の許可の申請

2 前項の事業計画書には、次の各号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1) 設置等に係る詳細計画書（様式第2号。）

(2) 省令第2条第2項に掲げる書類及び図面

(3) 第6条第1項に規定する生活環境影響調査の報告書

(4) その他事業計画の内容を明らかにする書類及び図面

3 前2項に規定する事業計画書並びに書類及び図面（以下「事業計画書等」という。）  
の提出部数は、正本1部、副本2部、電子データ（PDF形式）1式とする。

4 申請予定者は、第1項の規定にかかわらず、他法令等で事前協議に相当する手続が  
既に完了している場合等で、市長が特に認めたときは、事前協議に係る手続の全部又

は一部を省略することができる。

(生活環境影響調査)

第6条 申請予定者は、当該汚染土壌処理施設の設置等が周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）を実施するものとする。

- 2 生活環境影響調査は、札幌市環境影響評価技術指針に基づき実施するものとする。ただし、調査項目については別表に掲げる項目を選定するものとする。

(資料提出及び現地調査)

第7条 市長は、この要綱の施行に必要な限度において、申請予定者に対し、資料の提出を求めることができる。

- 2 市長は、事業計画書等の届出を受けたときは、現地調査を行うものとする。

(関係機関への意見聴取)

第8条 市長は、事業計画書等の届出を受けたときは、その写しを関係機関に送付するとともに、環境保全上の見地及びその他必要な事項について、意見を聴取するものとする。

- 2 市長は、前項の場合において、関係機関の出席を求め、関係調整会議を開催することができる。当該関係調整会議においては、次の各号に掲げる事項を実施することができる。

(1) 申請予定者を出席させ、関係機関と合同で現地調査を実施すること。

(2) 申請予定者を出席させ、事業計画書等に記載された事項（以下「事業計画」という。）その他の事項について説明を求めるとともに、必要な指導を行うこと。

- 3 市長は、第1項の規定により聴取した意見を集約し、確認事項として申請予定者に通知するとともに、その写しを関係機関に送付するものとする。

- 4 申請予定者は、前項に規定する通知を受けたときは、関係機関と協議及び調整を行わなければならない。

- 5 申請予定者は、前項に規定する協議及び調整を終え、確認事項を充足したときは、確認事項協議調整済報告書（様式第3号。以下「確認済報告書」という。）を市長に提出するものとする。

(関係市町の長への意見聴取)

第9条 市長は、事業計画書等の届出を受けたときは、その写しを生活環境保全上の影響が予測される関係市町の長に送付し、次の各号に掲げる事項について、期間を指定して意見を聴取するものとする。

- (1) 土地利用計画上の問題の有無
- (2) 生活環境の保全上の問題の有無
- (3) その他当該関係市町の事務に係る問題の有無

- 2 市長は、第1項の規定により聴取した意見を集約し、確認事項として申請予定者に通知するとともに、その写しを関係市町の長に送付するものとする。
- 3 申請予定者は、前項に規定する通知を受けたときは、関係市町の長と協議及び調整を行わなければならない。
- 4 申請予定者は、前項に規定する協議及び調整を終え、確認事項を充足したときは、確認済報告書を市長に提出するものとする。

#### (地域住民等への説明)

第10条 申請予定者は、事業計画について、地域住民等へ説明会等により直接説明しなければならない。

- 2 申請予定者は、前項の規定により説明会を開催するときは、事前に書面で地域住民等に周知をしなければならない。
- 3 申請予定者は、第1項の規定により意見を収集するときは、原則として意見を提出した者の氏名又は名称を記載した書面により収集しなければならない。ただし、地域住民等の希望があった場合は、この限りではない。
- 4 申請予定者は、誠意を持って前項の意見に対応するとともに、合理性のある意見については、事業計画書等に反映させるよう努めるものとする。
- 5 申請予定者は、第1項の規定により説明会等を開催したときは、地域住民等からの意見、当該意見に対する回答及び対応状況等について、地域住民等説明結果報告書(様式第4号。以下「住民説明報告書」という。)により、市長に報告するものとする。
- 6 申請予定者は、前項の規定により住民説明報告書を提出したときは、地域住民等に対し、住民意見への対応について、当該住民説明報告書の配布等により周知しなければならない。

#### (専門的知識を有する者からの意見聴取)

第11条 市長は、事業計画について、生活環境の保全に関して専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

- 2 前項の意見聴取は、札幌市汚染土壌処理施設設置等専門委員会(以下「専門委員会」という。)を開催することにより行うものとする。ただし、生活環境保全上の影響がないこと、増大しないこと又は軽微であることが明らかであるときは、専門委員会の委員から関係する事項についての意見を個別に聴くことができる。
- 3 前項に規定する専門委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めるものと

する。

(事業計画書等の変更指示)

- 第12条 申請予定者は、第8条から第11条までに定める協議及び調整並びに市長が行った必要な指導に対する所用の措置(以下「協議調整等」という。)が終了したときは、それらを反映した事業計画書等を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の事業計画書等について、協議調整等が終了していない事項があると認めるときは、申請予定者に対し、当該事項について再度協議調整等を行うよう通知するものとする。
- 3 申請予定者は、前項の通知を受けたときは、再度協議調整等を行い、それらを反映した事業計画書等を市長に提出しなければならない。
- 4 第2項の規定は、前項の事業計画書等について準用する。
- 5 市長は、申請予定者が第2項の通知(前項において準用する場合は前項の通知)を受けた日の翌日から起算して3月以内に、申請予定者から当該通知に対する書面による回答がない場合は、事前協議を継続する意思がなく、事業計画書等を取り下げたものとみなすことができる。

(事業計画の廃止勧告)

- 第13条 市長は、事業計画がこの要綱に規定する基準等に適合せず、かつ、修正が困難であると判断したときは、当該事業の廃止勧告を行うことができる。

(事業計画の取下げ)

- 第14条 申請予定者は、この要綱に規定する本市との協議の中で、事前協議を継続する意思がなくなった場合には、事業計画書等の取り下げをすることができる。

(事前協議の完了)

- 第15条 市長は、事前協議が完了し、第13条第1項に規定する事業計画書等について指示事項がないと確認したときは、申請予定者に対し当該事業計画書等を認める旨を通知するものとする。
- 2 前項の通知には、条件を付すことができる。
- 3 申請予定者は、第1項に規定する通知を受けたときには、当該事業計画を遵守することを誓約する書面(様式第5号。以下「誓約書」という。)を、速やかに市長に提出するものとする。
- 4 申請予定者が第1項に規定する通知のあった日の翌日から起算して1年を経過する日までに第5条第1項各号に掲げる申請をしていないときは、当該通知はその効力を

失う。ただし、申請予定者から当該申請に係る遅延の申出があり、市長が特に認めたときは、この限りではない。

(事前協議完了後の変更)

第16条 申請予定者は、前条第1項の確認を受けた事業計画書等について、汚染土壌処理施設の設置等に該当する変更があったときは、変更に係る事業計画書等を市長に提出し、再度協議しなければならない。

2 第5条から第16条までの規定は、前項の協議に準用する。

(地位の承継)

第17条 法第27条の2、第27条の3又は第27条の4の規定に基づき、汚染土壌処理業者等の地位を承継した者(以下「承継者」という。)は、被承継者が第16条第1項の確認を受けた事業計画を遵守することを誓約する書面(第6号様式。以下「地位の承継後の誓約書」という。)を、速やかに市長に提出するものとする。

(事前協議の完了の取り消し)

第18条 市長は、各号のいずれかに該当する場合には、第16条第1項の確認を取り消すことができる。

- (1) 事業計画書等又は誓約書(地位の承継後の誓約書を含む)に虚偽の記載があったとき
- (2) 第16条第2項に規定する条件に従わないとき
- (3) 第21条の改善指示に従わないとき
- (4) その他生活環境に係る被害を生ずるおそれがあると市長が認めるとき

(工事の着手)

第19条 申請予定者は、第16条第1項の確認を受けた後に、当該事業計画に従って、汚染土壌処理施設の設置等の工事に着手するものとする。ただし、市長が特に認めたときは、この限りではない。

(施設等の改善)

第20条 市長は、第16条第1項の確認を受けた事業計画が遵守されていないと認めるときは、申請予定者に対し、期限を定めて、汚染土壌処理施設の設置等について必要な改善を指示することができる。

(汚染土壌処理業の許可申請等)

第21条 申請予定者は、第16条第1項の確認を受けた後に、汚染土壌処理施設の設置等に係る第5条第1項各号に掲げる申請をしなければならない。

2 申請予定者は、第20条の工事の竣工後に、第5条第1項各号に掲げる申請をするものとする。

(国等が行う汚染土壌の処理の特例)

第22条 この要綱の規定は、国又は地方公共団体が行う汚染土壌の処理の事業については、適用しない。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年1月19日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。